

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(水産林政総務課)	二
○宮城県海漁場計画の策定並びに漁業の免許予定日及び申請期間の告示	(水産振興課)	二
○宮城県内水面漁場計画の策定並びに漁業の免許予定日及び申請期間の告示	(同)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(同)	二
○道路の供用開始	(道路課)	三
○洪水浸水想定区域の変更(三件)	(河川課)	三
○洪水浸水想定区域の指定	(同)	三
○昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(大河原地方振興事務所)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	五
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		五

ページ

告 示

○宮城県告示第四百六号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二八〇〇二三八	放課後等デイサービスほけつと加美郡色麻町大字上新町四十一番地一	放課後等デイサービス	筑波教育研究センター株式会社	令和五年五月一日

○宮城県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の規定により告示する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一四〇〇三五一	介護サポートしずく東松島市赤井字南新町十一丁目四番地一 ル南風一〇一	居宅介護	合同会社結寿	令和五年五月十五日

○宮城県告示第四百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇七〇〇六二九	事業所の名称及び所在地	合同会社もも佳 居宅介護事業所キャン ドルハウス 名取市植松三丁目五 一二十四	廃止する指定障害 福祉サービスの種類	居宅介護	設置者名	合同会社もも佳	廃止年月日	令和五年五月三十一日
〇四一〇七〇〇六五二	シヨートステイキャ ンドルハウス 名取市植松三丁目五 一二十四	短期入所	合同会社もも佳	合同会社もも佳	令和五年五月三十一日				
〇四二〇七〇〇五六九	グループホーム生葉 の郷 名取市植松三丁目五 一二十四	共同生活援助	合同会社もも佳	合同会社もも佳	令和五年五月三十一日				

○宮城県告示第四百九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	南三陸町 区域（宮 城県漁業 協同組合 の歌津支 所の地区）	区分	総トン数二十 トン未満の漁 船により釣り 業をとることを 目的とする漁 業	同意成立の 届出年月日	令和五年五月 十六日	発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字 寄木五十三一六十 西抜 本吉郡南三陸町歌津字 館浜百八十八 千葉 善行	漁業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六条 に規定する漁 業	特定第二号 漁業者数	二人
----	--------------------------------	----	---------------------------------------	-------------	------------	------------	--	-------	---	------------	----

○宮城県告示第四百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により宮城県漁業調整委員会が定めるので、同法第六十四条第六項の規定により当該計画を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を告示する。

令和五年五月三十日

一 宮城県海産物漁場計画の内容

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 漁業権に関する事項
別冊一のとおり
- 保全沿岸漁場に関する事項
設定なし

二 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条に掲げる事項

- 宮城県海産物漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
原案どおり定めることに異議なし
- 漁場図
別冊二のとおり

三 免許予定日

令和五年八月三十一日

申請期間 令和五年六月一日から同年七月三十一日まで

○宮城県告示第四百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により宮城県内水面漁場計画を定めたので、同法第六十七条第二項において読み替えて準用する同法第六十四条第六項の規定により当該計画を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を告示する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宮城県内水面漁場計画の内容

漁業権に関する事項

別冊三のとおり

二 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条に掲げる事項

1 宮城県内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

原案どおり定めることに異議なし

2 漁場図

別冊四のとおり

三 免許予定日

令和五年八月三十一日

申請期間 令和五年六月一日から同年七月三十一日まで

○宮城県告示第四百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を

令和五年五月三十日から令和五年六月十三日まで縦覧に供する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 気仙沼市長磯下原六十六番地一 菊田 守 気仙沼市松崎北沢七十一番地一 齋藤 孝正	加入区 加入区 気仙沼地区	縦覧場所 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合気仙沼地区支所 気仙沼市長磯船原三十二
------	---	---------------------	--

○宮城県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年五月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字沼八五番六地先から同郡同町耕野字沼九三番二地先まで	令和五年五月三十一日午後四時

○宮城県告示第四百十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定した洪水浸水想定区域（平成二十九年宮城県告示第五百三十七号）の一部を次のとおり変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
荒川	次の図面のとおり	令和五年五月三十日
三迫川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定した洪水浸水想定区域（令和元年宮城県告示第五百三十六号）の一部を次のとおり変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
二股川	次の図面のとおり	令和五年五月三十日

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により指定した洪水浸水想定区域（令和三年宮城県告示第四百四十六号）の一部を次のとおり変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。
令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
雉子尾川	次の図面のとおり	令和五年五月三十日

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続期間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深	指定年月日
新 川	次の図面のとおり	令和五年五月三十日
伊 手 川	〃	〃
放 水 路	〃	〃
川 内 沢 川	〃	〃
筑 川	〃	〃
木 流 堀 川	〃	〃
後 田 川	〃	〃
鈴 根 五 郎 川	〃	〃
立 堀 川	〃	〃
長 堀 川	〃	〃
大 江 川	〃	〃
河 童 川	〃	〃
古 川	〃	〃
鳥 沢 川	〃	〃
綱 木 川	〃	〃
熊 川	〃	〃
美 女 川	〃	〃

八ヶ村江川	〃	〃
新八ヶ川村	〃	〃
追波川	〃	〃
大森川	〃	〃
竹の迫川	〃	〃
新寺川	〃	〃
赤柴川	〃	〃
挾川	〃	〃
加茂川	〃	〃
鱒淵川	〃	〃
綱木沢川	〃	〃
藤川	〃	〃

〔次の図面〕は、省略し、宮城県土木部河川課及び関係土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

○宮城県告示第四百十八号

昭和三十三年宮城県告示第一百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、令和五年六月一日から施行する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表多田川の項の次に次のように加える。

名蓋川	左 岸 加美郡加美町名蓋川橋から多田川合流点まで
	右 岸

○宮城県告示第四百十九号

岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法

律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百二十号

あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和五年五月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年五月三十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐藤 静 哉

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
東松島市大塩字大島二十番六、二十番七、二十番九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
東松島市大塩字大島二十番地三

岡田 朱華

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第10号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月30日

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
警 備 課	宮城県警察航空隊	
	宮城県警察サニット警備対策室	
	(略)	

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
警 備 課	宮城県警察航空隊	
	(略)	

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(11) (略)

(12) 災害対策室、航空隊及びサニット警備対策室の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察女性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課

(1)～(11) (略)

(12) 災害対策室及び航空隊の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察女性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県

<p>警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察サミット警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、少年サポートセンターせんだい、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>3～11 (略)</p>	<p>警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運転者等支援室、宮城県警察災害対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、少年サポートセンターせんだい、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>3～11 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年5月31日から施行する。